

重要

「令和5年度 富田林市非課税世帯緊急支援給付金(追加分)」 (1世帯あたり7万円)のご案内

エネルギー・食料品価格等の物価高騰により、特に家計への影響が大きい世帯(住民税非課税世帯等)に対する給付金(1世帯あたり7万円)の支給についてのご案内です。

以下の説明をお読みいただき、申請期限までにお手続きくださいますよう、お願い申し上げます。

令和5年度 富田林市非課税世帯緊急支援給付金(追加分)について	
対象世帯	<p>基準日(令和5年12月1日)時点で富田林市の住民基本台帳に登録されており、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税である世帯</p> <p>※世帯が、課税者の被扶養者のみで構成されている場合、また、他の自治体から同趣旨の給付金(7万円)を受けた場合は対象外となります。</p>
給付金額	1世帯あたり7万円(1回限り)
申請期限	令和6年3月22日(金)まで(必着)
確認事項	<p>本給付金は、令和5年度の住民税均等割が非課税の世帯であること等を、世帯主の方に確認していただいた上で支給することとなっています。</p> <p>※記入に当たっては、このご案内の裏面をご参照ください。</p>
手続き方法	<p>①「支給申請書(請求書)」の内容を確認のうえ、必要事項を記入します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"><p>△ ご注意 △</p><p>上記の必要事項の記入に当たりましては、チェックボックス(☐欄)の記載内容を十分にご確認ください。※意図的に虚偽の申請をした場合は、詐欺罪に問われる場合があります。</p><p>※同封の記入例をご参照ください。</p></div> <p>②「支給申請書(請求書)」の表面に振込を希望する口座情報を記入し、【裏面】に下記の確認書類の写しを貼ってください。</p> <p>ア.本人(世帯主)の金融機関口座確認書類(写) イ.本人(世帯主)の本人確認書類(写)</p> <div style="border: 2px dashed red; padding: 5px; text-align: center;"><p>確認書類はア・イの両方が必要です</p></div> <p>③ 返信用封筒(切手不要)に「支給申請書(請求書)」を入れて投函してください。</p>
支給方法	<p>口座振込(世帯主名義の口座を指定してください)</p> <p>※金融機関の口座がない等、口座振込ができない方については、別途、ご案内いたしますが、給付金の受け取りには通常よりお時間がかかります。</p>
支給までの流れ	<p>市において提出書類に不備等がないことを確認して指定口座への振込みを行い、後日、振込日等を記載した通知書を申請者宛てに送付します。</p> <p>※迅速な支給に努めますが、各種確認作業等に時間を要するため、書類のご提出から支給までは概ね30日程度の期間を要します。書類に不備等がある場合、さらに期間が必要となりますので、提出前のご確認をお願いいたします。</p>

確認事項について

このお知らせは、令和5年度の住民税の課税状況に基づき、本給付金の支給対象者に該当する可能性が高いと認められる方にお送りしていますが、支給申請書（請求書）が届いた方であっても、確認事項のうち、ひとつでも該当しない場合には支給の対象となりません。

確認事項のすべての項目に該当する方のみ、給付金を受け取ることが可能です。（支給申請書（請求書）の該当項目のチェック欄に必ず☑してください。）

確認欄

- ☑ 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等に、扶養（税法上）されていません。
- ☑ 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ☑ 他自治体で本給付金（7万円）と同趣旨で支給される給付金を受けていません。

●確認欄に関するよくある質問

①「世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等に、扶養（税法上）されている世帯」とは、例えばどのような世帯ですか？

➡「別居の親（課税者）に扶養されている一人ぐらしの学生」、「子ども（課税者）に税法上で扶養されている高齢者の世帯」、「別の住所に単身赴任している配偶者（課税者）に扶養されている妻と子のみの世帯」等があげられます。

②令和5年度の住民税非課税世帯が対象になるということですが、税の申告はしていません。給付金を受けるために市役所で申告する必要はありますか？

➡収入がない場合には申告する必要はありません。ただし、世帯員のどなたかに、令和4年中に課税となる収入がある場合には申告が必要となり、給付金の申請はできません。

③確認欄の項目に反して給付金を受給した場合はどうなりますか？

➡給付金を返還する義務を負います。また、意図的に虚偽の誓約をして給付金を受給した場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。上記の確認事項のいずれかひとつでも該当しない場合には、給付金の申請はできません。

詐欺などにご注意ください!!

市職員が給付金の給付のために、手数料の振込を求めことや ATM（現金自動支払機）の操作を求めことは、絶対にありません。

もし、不審な電話、メール、訪問があった場合は、
富田林警察署：0721-25-1234
警察相談専用電話：#9110 まで

緊急支援給付金（追加分）お問合せ先

富田林市給付金専用コールセンター

（フリーダイヤル）0120-101-270

受付時間：9:00～17:00（土日祝日を除く）

F A X：0721-69-8194

メール：chiiki-fukushi@city.tondabayashi.lg.jp

受付窓口：富田林市役所 北館2階特設窓口

金剛連絡所 2階 福祉なんでも相談窓口